

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見提出者の一覧
(平成27年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)

(受付順、敬称略)

| 意見提出者(計4件) | | | | |
|------------|-----------|---------------------------|---------|-------|
| 受付 | 意見受付日 | 意見提出者 | 代表者氏名等 | |
| 1 | 平成27年3月3日 | ZIP Telecom 株式会社 | 代表取締役 | 田辺 淳治 |
| 2 | 平成27年3月4日 | フュージョン・ コミュニケーションズ株式会社 | 代表取締役社長 | 池口 正剛 |
| 3 | 平成27年3月4日 | 東日本電信電話株式会社 | 代表取締役社長 | 山村 雅之 |
| 4 | 平成27年3月4日 | 西日本電信電話株式会社 | 代表取締役社長 | 村尾 和俊 |

意見書

平成 27 年 3 月 3 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 130-0015
(ふりがな) とうきょうとす み だくよこあみ ちようめ ほん ごう
住 所 東京都墨田区横網2丁目6番2号
(ふりがな)
氏 名 ZIP Telecom 株式会社
代表取締役 田辺 淳治
(ふりがな) だいいちとりにまりやく たなべ じゆんじ

電話番号

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成27年1月28日付けで公告された接続約款の変更案(平成27年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定)に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

【別紙】

NGN 上での優先制御機能のアンバンドル推進について、ソフトバンク殿の意見に賛同します。

弊社も数年前より優先制御機能のアンバンドルを希望しておりますが、協議が平行線をたどっており、いまだに合意に至っておりません。今現在、NTT 殿は NGN 上で優先制御機能を独占的に使い、安価なひかり電話は大きく加入者を伸ばしております。

優先制御機能のアンバンドルは実現するだけでなく、接続事業者の事業規模にかかわらず公平に参加できる条件(接続料金、接続方式等)であることが必要です。総務省殿におかれましては、公正競争が可能となるようなアンバンドルが早期に実現するよう、ご対応をお願いいたします。

以上

再意見書

平成 27 年 3 月 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 102-0074

(ふりがな) とうきょうとちよだく くだんみなみ ちょうめ ぼん ごう

住 所 東京都千代田区九段南二丁目 3 番 1 号

(ふりがな) ふじょん こみゆにけーしょんず かぶしがいしゃ

氏 名 フュージョン・コミュニケーションズ株式会社

だいひょうとりしまりやく いけぐち せいごう

代表取締役社長 池口 正剛

電話番号

FAX 番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 27 年 1 月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

この度は「平成27年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定」に関し、再意見提出の機会をいただき厚く御礼申し上げます。

下記のとおり弊社意見を述べさせていただきますので、お取り計らいの程、何卒宜しくお願い申し上げます。

| 該当部分 | 再意見 |
|---|---|
| <p>弊社共は、NTT 東西殿に対し、数年前より NGN における優先制御機能等のアンバンドルを要望してきました。しかしながら、多くの協議回数を重ねた現在でも優先制御機能アンバンドルの実現に至っていません。</p> <p>平成 26 年 12 月 18 日付け情報通信審議会答申「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」(以下「答申」といいます。)において、「NGN の更なるオープン化を促進すべきとの意見が一部の競争事業者から寄せられ、その実現に向けて行われている事業者間の協議がこれまでに調っていない状況にあり、協議を加速していくことが必要である。」と取りまとめられていることから、NTT 東西殿には、優先制御機能のアンバンドルとその接続料の早期設定に向け、より一層協議を加速して頂くことを要望します。</p> <p>また、答申に「今後、総務省において、事業者間の協議が迅速かつ円滑に調うよう協議を促進する」とあるとおり、総務省殿には、協議状況を踏まえながら、アンバンドルの早期実現に向けて対応して頂くことを要望します。</p> <p>なお、優先制御機能のアンバンドルを実現するに当たり設定される接続料については、接続事業者の利用用途によることなく開放する機能に対する原価を合理的に算定頂くこと、接続事業者の検証や議論が可能となるよう、その算定根拠を開示頂くこと等を NTT 東西殿に要望します。</p> <p>【ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> | <p>ソフトバンク各社殿のご意見に賛同いたします。</p> <p>NTT 東西殿の NGN 上で、当社がサービス提供の主体となって 0ABJ-IP 電話サービスの提供をしたく、それを実現するための NGN 機能のアンバンドルを求め、当社も NTT 東西殿と幾度と協議をしまいましたが、実現には至っておりません。</p> <p>その間に NTT 東西殿「ひかり電話」の純増は続き、平成 25 年度末の「ひかり電話」ch 数は 1,814 万件 (①) に拡大しています。同時点の全事業者の 0ABJ-IP 電話契約数は 2,650 万件 (②) であることから、ひかり電話のシェアは、68% (①÷②) の寡占状態にあると推測されます。※</p> <p>しかし、今回の接続料改定の申請書における NGN・IGS 接続機能に係る通信量(特に通話時間)においては、平成 25 年度分(実績)から平成 27 年度分(将来需要)は微減と予測されており、これにより成長鈍化の兆しが窺われます。</p> <p>このような状況下、NGN 機能をアンバンドル(オープン化)することは、「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方」(平成 26 年 12 月 18 日答申)における、利用者がニーズに応じてサービス等を自由に選択できるよう、多様なプレーヤーが活発な競争を通じて ICT サービスが提供されることが必要であるといった趣旨に適うもので、通信市場の活性化を促し利用者利便に資すると考えます。</p> <p>※NTT 東西殿の申請情報、総務省殿の公表データより引用。</p> |

再意見書

平成27年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8019

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちょうめ
東京都新宿区西新宿三丁目19-2
ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ
氏名 東日本電信電話株式会社
やまむら まさゆき
代表取締役社長 山村 雅之

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成27年1月28日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

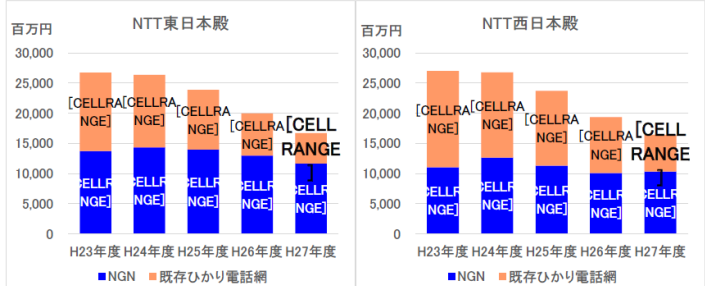
別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

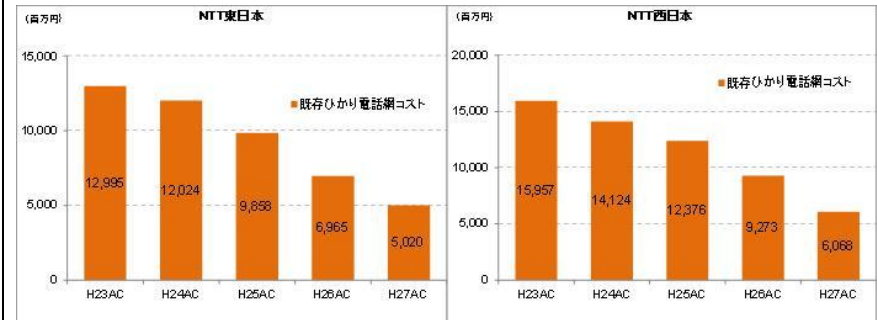
ー平成27年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に係る接続約款の措置ー

平成27年3月4日
東日本電信電話株式会社

<H27 NGN接続料 再意見>

| 区分 | 他事業者意見 | 当社意見 |
|---------|---|--|
| IGS接続機能 | <p><既存ひかり電話網からNGNへ早期移行すべきとのご意見></p> <p>既存ひかり電話網からNGNへの移行を早期に完了させるべきと考えます。IGS接続料原価全体で減少傾向である点ではある程度コストが効率化されていると言えるものの、そのうち既存ひかり電話網原価の占める割合は東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下併せて「NTT東西殿」といいます。)ともに30%台※1と依然として高く、網移行による効率化の余地がまだ十分残っています。</p> <p>移行がなかなか進まない理由として、「既存ひかり電話網には、一部のカスタマイズ等が必要な法人ユーザが引き続き收容される※2」という課題があることは理解しますが、網の二重運用解消により更なるコスト効率化が期待できるため、NTT東西殿には当該ユーザの早期移行に一層努めて頂くことを望みます。</p> <p>※1 IGS 接続料原価と構成比の推移</p>  <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> | <p>既存ひかり電話網コストは、既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションを平成25年度末時点で概ね完了させたことや引き続きコスト効率化に積極的に取り組むことで、平成25年度適用料金と比べて、約50%の削減を見込んでおり、残っているコストは、カスタマイズが必要な一部の法人ユーザ向けサービスの提供に必要な設備に係るものです。</p> <p>当社としても、既存ひかり電話網からNGNへの移行の実現に引き続き積極的に取り組んでいくことで、更なる効率化を推進していく考えです。</p> <p>一方、意見を提出された事業者の接続料については、依然として当社のIGS接続機能の接続料と比較して高止まりしています。</p> <p>意見を提出された事業者におかれましては、当社が算定根拠の開示を再三求めているにもかかわらず、一切情報を開示いただけないことから、当社としては適正性の検証ができない状況が続いています。</p> <p>「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン(平成24年7月27日)」にも示されているとおり、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由無く差が生じないようにすべきところであることから、意見を提出された事業者においては、自らが設定する接続料の透明性の向上に取り組んでいただきたいと考えます。</p> <p>なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと考えます。</p> |

【参考】 I G S 接続機能の接続料原価（既存ひかり電話網）の推移



| 区分 | 他事業者意見 | 当社意見 |
|------------------|---|---|
| 優先転送機能（アンバンドル要望） | <p>＜優先制御機能のアンバンドルの早期実現に向けた協議の加速化、及び、算定根拠を開示すべきとのご意見＞</p> <p>弊社共は、NTT東西殿に対し、数年前よりNGNにおける優先制御機能等のアンバンドルを要望してきました。しかしながら、多くの協議回数を重ねた現在でも優先制御機能のアンバンドルの実現に至っていません。</p> <p>平成26年12月18日付け情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」（以下「答申」といいます。）において、「NGNの更なるオープン化を促進すべきとの意見が一部の競争事業者から寄せられ、その実現に向けて行われている事業者間の協議がこれまでに調っていない状況にあり、協議を加速していくことが必要である。」と取りまとめられていることから、NTT東西殿には、優先制御機能のアンバンドルとその接続料の早期設定に向け、より一層協議を加速して頂くことを要望します。</p> <p>また、答申に「今後、総務省において、事業者間の協議が迅速かつ円滑に調うよう協議を促進する」とあるとおり、総務省殿には、協議状況を踏まえながら、アンバンドルの早期実現に向けて対応して頂くことを要望します。</p> <p>なお、優先制御機能のアンバンドルを実現するに当たり設定される接続料については、接続事業者の利用用途によることなく開放する機能に対する原価を合理的に算定頂くこと、接続事業者の検証や議論が可能となるよう、その算定根拠を開示頂くこと等をNTT東西殿に要望します。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> | <p>ソフトバンクテレコムからは、当社NGNを利用したIP電話サービスを実現するため、当初、SIPサーバ同士が連携して動的に帯域を確保する方式や専用の転送クラスを設定する方式、帯域を固定的に確保する方式等のご要望があり、協議を重ねてまいりましたが、いずれの方式も開発・導入額が高額等の理由により合意に至りませんでした。その後、当社から当社サービスで利用している優先のケット転送クラスを利用して実現する方式を提案し、技術的条件や開発内容、利用料金案等を提示し、実現に向けた協議を行っていたところ、ソフトバンクテレコムから、一切の費用負担に応じられないといった、当社として承服しかねるような条件を一方向的に求められたため、結果として協議が中断し、実現に至っていないものと認識しています。</p> <p>その後、ソフトバンクテレコムより改めて協議を再開したいとのご要望があり、当社は引き続き要望の実現に向け真摯に対応していますが、アンバンドル化の早期実現を要望されているソフトバンクテレコムにおかれましても、実現に向け、必要となる費用についてご負担いただくことを前提に、前向き且つ着実にご対応いただくことを要望します。</p> <p>なお現在、ソフトバンクテレコムからは、当社のNGN上でIP電話サービスを実現することを前提とした機能に係るアンバンドル提供を要望されており、当社はこうした要望を基に検討を行っているところです。この意見招請で、「接続事業者の利用用途によることなく開放する機能に対する原価を合理的に算定頂くこと」を要望されていますが、当社としてはこうしたIP電話サービスの用途に限定しないご要望は初めて示されたものと認識しており、お互いに混乱を招かないよう、まずは協議の中で、要望内容を特定していただきたいと考えます。</p> |

再意見書

平成27年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540-8511
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんばちょう ばん ごう
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 西日本電信電話株式会社
むらお かずとし
代表取締役社長 村尾 和俊

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成27年1月28日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

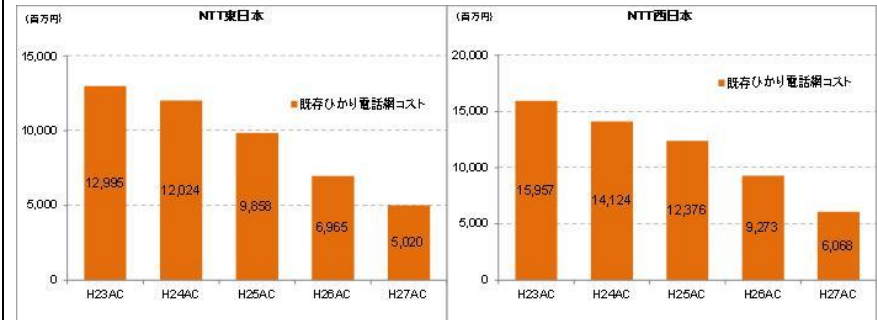
—平成27年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に係る接続約款の措置—

平成27年3月4日
西日本電信電話株式会社

<H27 NGN接続料 再意見>

| 区分 | 他事業者意見 | 当社意見 |
|---------|---|--|
| IGS接続機能 | <p><既存ひかり電話網からNGNへ早期移行すべきとのご意見></p> <p>既存ひかり電話網からNGNへの移行を早期に完了させるべきと考えます。IGS接続料原価全体で減少傾向である点ではある程度コストが効率化されていると言えるものの、そのうち既存ひかり電話網原価の占める割合は東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下併せて「NTT東西殿」といいます。)ともに30%台※1と依然として高く、網移行による効率化の余地がまだ十分残っています。</p> <p>移行がなかなか進まない理由として、「既存ひかり電話網には、一部のカスタマイズ等が必要な法人ユーザが引き続き收容される※2」という課題があることは理解しますが、網の二重運用解消により更なるコスト効率化が期待できるため、NTT東西殿には当該ユーザの早期移行に一層努めて頂くことを望みます。</p> <p>※1 IGS 接続料原価と構成比の推移</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> | <p>既存ひかり電話網コストは、既存ひかり電話網からNGNへのマイグレーションを平成25年度末時点で概ね完了させたことや引き続きコスト効率化に積極的に取り組むことで、平成25年度適用料金と比べて、約50%の削減を見込んでおり、残っているコストは、カスタマイズが必要な一部の法人ユーザ向けサービスの提供に必要な設備に係るものです。</p> <p>当社としても、既存ひかり電話網からNGNへの移行の実現に引き続き積極的に取り組んでいくことで、更なる効率化を推進していく考えです。</p> <p>一方、意見を提出された事業者の接続料については、依然として当社のIGS接続機能の接続料と比較して高止まりしています。</p> <p>意見を提出された事業者におかれましては、当社が算定根拠の開示を再三求めているにもかかわらず、一切情報を開示いただけないことから、当社としては適正性の検証ができない状況が続いています。</p> <p>「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン(平成24年7月27日)」にも示されているとおり、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由無く差が生じないようにすべきところであることから、意見を提出された事業者においては、自らが設定する接続料の透明性の向上に取り組んでいただきたいと考えます。</p> <p>なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと考えます。</p> |

【参考】 I G S 接続機能の接続料原価（既存ひかり電話網）の推移



| 区分 | 他事業者意見 | 当社意見 |
|------------------|---|--|
| 優先転送機能（アンバンドル要望） | <p>＜優先制御機能のアンバンドルの早期実現に向けた協議の加速化、及び、算定根拠を開示すべきとのご意見＞</p> <p>弊社共は、NTT東西殿に対し、数年前よりNGNにおける優先制御機能等のアンバンドルを要望してきました。しかしながら、多くの協議回数を重ねた現在でも優先制御機能のアンバンドルの実現に至っていません。</p> <p>平成26年12月18日付け情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」（以下「答申」といいます。）において、「NGNの更なるオープン化を促進すべきとの意見が一部の競争事業者から寄せられ、その実現に向けて行われている事業者間の協議がこれまでに調っていない状況にあり、協議を加速していくことが必要である。」と取りまとめられていることから、NTT東西殿には、優先制御機能のアンバンドルとその接続料の早期設定に向け、より一層協議を加速して頂くことを要望します。</p> <p>また、答申に「今後、総務省において、事業者間の協議が迅速かつ円滑に調うよう協議を促進する」とあるとおり、総務省殿には、協議状況を踏まえながら、アンバンドルの早期実現に向けて対応して頂くことを要望します。</p> <p>なお、優先制御機能のアンバンドルを実現するに当たり設定される接続料については、接続事業者の利用用途によることなく開放する機能に対する原価を合理的に算定頂くこと、接続事業者の検証や議論が可能となるよう、その算定根拠を開示頂くこと等をNTT東西殿に要望します。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> | <p>ソフトバンクテレコムからは、当社NGNを利用したIP電話サービスを実現するため、当初、SIPサーバ同士が連携して動的に帯域を確保する方式や専用の転送クラスを設定する方式、帯域を固定的に確保する方式等のご要望があり、協議を重ねてまいりましたが、いずれの方式も開発・導入額が高額等の理由により合意に至りませんでした。その後、当社から優先の packets 転送クラスを利用して実現する方式を提案し、技術的条件や開発内容、利用料金案等を提示し、実現に向けた協議を行っていたところ、ソフトバンクテレコムから、一切の費用負担に応じられないといった、当社として承服しかねるような条件を一方向的に求められたため、結果として協議が中断し、実現に至っていないものと認識しています。</p> <p>その後、ソフトバンクテレコムより改めて協議を再開したいとのご要望があり、当社は引き続き要望の実現に向け真摯に対応していますが、アンバンドル化の早期実現を要望されているソフトバンクテレコムにおかれましても、実現に向け、必要となる費用についてご負担いただくことを前提に、前向き且つ着実にご対応いただくことを要望します。</p> <p>なお現在、ソフトバンクテレコムからは、当社のNGN上でIP電話サービスを実現することを前提とした機能に係るアンバンドル提供を要望されており、当社はこうした要望を基に検討を行っているところです。この意見招請で、「接続事業者の利用用途によることなく開放する機能に対する原価を合理的に算定頂くこと」を要望されていますが、当社としてはこうしたIP電話サービスの用途に限定しないご要望は初めて示されたものと認識しており、お互いに混乱を招かないよう、まずは協議の中で、要望内容を特定していただきたいと考えます。</p> |